府　令

○内閣府令第五十七号

桂離宮の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令（平成三十年内閣府令第三十九号）の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

桂離宮の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（参観料の徴収） **第二条**　桂離宮の施設のうち宮内庁長官が別に定めるものを参観しようとする者（以下「参観者」という。）は、参観料を国に納めるものとする。 ２　［略］ （指定代理納付者による納付） **第三条**　参観者は、参観者の参観料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に実施することができると認められる者として内閣総理大臣が指定するものをして当該参観者の参観料を立て替えて納付させることができる。	（参観料の徴収） **第二条**　桂離宮の施設のうち宮内庁長官が別に定めるものを参観しようとする者は、参観料を国に納めるものとする。 ２　［同上］ ［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。